

# 八王子市立学校

## 業務量管理・健康確保

### 実施計画

令和8~11年度  
(2026~2029年度)

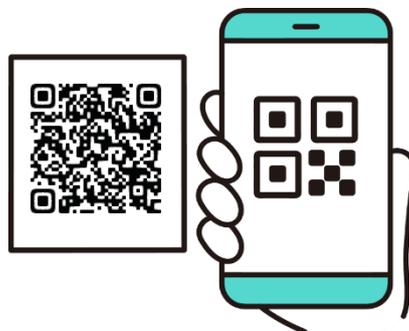


令和8年(2026年)2月  
八王子市教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨・現状.....	1
2	目標.....	3
3	計画の期間.....	4
4	実施する業務量管理・健康確保の内容.....	5
5	関連する取組、今後のフォローアップ.....	9

\*本計画のカラー版 PDF ファイルは、[こちら\(市HP\)](#)からダウンロードできます。計画の実施状況についても、毎年度終了後、掲載予定です。



# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

- 学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、求められる役割は拡大し、学校教育の更なる充実が求められています。
- こうした社会的要請や期待に応えることが、一方で長時間労働という形で既に表れており、極めて深刻な状況であることが明らかになっています。
- この問題を解決するためには、現在、教員が行っている広範囲にわたる業務の役割分担の見直しや適正化など、教員の長時間労働の要因を見直し、教員が本来の業務に専念できる勤務環境を整えることが必要です。
- そのことにより、教員一人一人が心身共に健康を保ち、誇りとやりがいをもって働くことができるようになり、ひいては学校運営の持続性を高め、子どもの教育に良い影響を与えるものであります。
- このため、八王子市教育委員会は、「**八王子市立学校 業務量管理・健康確保実施計画**」を策定し、上記の目的のため、本計画に掲げる各取組を着実に推進していきます。



## (2) 本市の現状

ア 本市では、平成30年(2018年)に「働き方改革推進プラン」、令和2年(2020年)に「教員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、出退勤管理システムの導入や校務サポート人材の拡充などを通じて、教員の在校等時間の管理と縮減に取り組んできた。

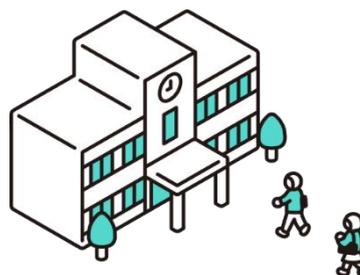
イ こうした取組の結果、本市における教員の時間外在校等時間の状況について、令和4～6年度(2022～2024年度)は以下のとおりであった。

【令和4～6年度(2022～2024年度)の時間外在校等時間の状況】

年度	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
令和4年度	月33.2時間	30.9%	2.7%
令和5年度	月30.7時間	26.3%	2.3%
<b>令和6年度</b>	<b>月29.5時間</b>	<b>23.9%</b>	<b>1.7%</b>

ウ 時間外在校等時間は改善傾向にあるものの、月45時間超が23.9%、月80時間超が1.7%と依然として多い。教員が本来の指導業務に専念できるよう、引き続き業務の見直しを進め、教育の質向上に必要な時間的余裕を確保することが求められる。

エ こうした状況を踏まえ、現行のプランを見直し、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、新たに本計画を策定する。



## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおり。

【カッコ内は令和6年度(2024年度)の数値】

### (1) 時間外在校等時間に関する目標



- ① 時間外在校等時間が **1か月当たり45時間以下**の教員の割合を100%にする【76.1%】
- ② 1年間における1か月当たりの時間外在校等時間の**平均時間を30時間程度**にする【29.5時間】

### (2) 健康維持（業務の負担感）に関する目標



- ③ **ストレスチェックにおける高ストレス者**の割合を10%未満まで減少させる【11.3%】

### (3) ライフ・ワーク・バランスに関する目標



- ④ **仕事と仕事以外の生活とのバランス**についての満足度(満足している教員の割合)を80%以上とする【33.2%(参考値※)】
- ⑤ 年間の**年次有給休暇の平均取得日数**を20日にする【16.1日】

### (4) 仕事に対するやりがいに関する目標



- ⑥ **授業準備の時間が取れている**と感じている教員の割合を80%以上とする【30.7%(参考値※)】
- ⑦ **児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れている**と感じている教員の割合を80%以上とする【41.1%(参考値※)】
- ⑧ **教員としての仕事そのもの**についての満足度(満足している教員の割

合)を80%以上とする【66.5%(参考値※)】

※ 東京都が行うアンケートにおいて、「満足していますか」又は「時間がとれていると感じますか」という質問に対して「そう思う」「どちらかという、そう思う」「どちらかという、そう思わない」「そうは思わない」の四択から、「そう思う」「どちらかという、そう思う」のいずれかを選択した、教員の割合(都立学校を含む)。

### 3 計画の期間

令和8年度(2026年度)～令和11年度(2029年度)

\*本計画は、文部科学大臣が定める指針に即して策定しています。

指針については、[こちら\(文科省HP\)](#)をご覧ください。



## 4 実施する業務量管理・健康確保の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 学校及び教員が担うべき業務の見直し



#### ア 学校以外が担うべき業務

##### (ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

スクールガード・リーダーや学校安全ボランティアによる地域ぐるみでの子どもの見守り活動を推進する。

##### (イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応

学校警察連絡協議会等において、補導された児童・生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### (ウ) 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

学校徴収金の公会計化については、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、給食費については令和 8 年度(2026 年度)予算から順次公会計化を進めていく。

また、給食費以外の学校徴収金の公会計化についても、適切な種目の検討や徴収及び管理方法等を調査することで、公会計化への促進を図る。

##### (エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

令和 8 年度(2026 年度)中に、市長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

## イ 教員以外が積極的に参画すべき業務



### (ア)調査・統計等への回答

- a 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- b 副校長の調査、統計等にかかる事務負担を軽減するため、副校長業務を補助する副校長補佐について、必要な学校に効果的配置を行う。

### (イ)学校プールや体育館等の施設・設備の管理

学校プールや体育館の地域開放施設の管理業務について、外部委託やセルフ管理方式に移行させる。

### (ウ)部活動

令和 8 年度(2026 年度)末までに、部活動再編に取り組む。

平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和 8 年度(2026 年度)中に、部活動指導員の配置拡充等を進める。

## ウ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務



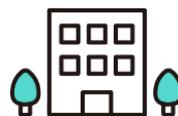
### (ア)授業準備、学習評価や成績処理

- a 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置する。また、小学校の特定学年の担任業務を補佐する学年補佐について、各校に効果的な配置を行う。
- b 採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務について、デジタル技術の活用を促進する。

## (イ) 支援が必要な児童・生徒、家庭への対応

- a スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の児童・生徒指導関係の校内会議への参加に努め、専門的な知見を活用しつつ教員が連携・協働した支援体制を構築する。
- b 教育委員会において、医療、福祉、警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年 10 回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- c 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材を、各校の児童・生徒が必要とする支援状況に合わせ、学校に派遣する。

## (2) 学校における取組の推進



学校における以下の取組を推進することで、教員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。年間総授業時数については、各学年の標準授業時数で作成すること、週当たり授業時数については、27 時間で作成することを基本とする。
- イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ 令和 7 年度(2025 年度)から八王子市教育 DX 推進検討会を設置し、学校現場において、デジタルを活用した校務の推進等を検討していく。
- エ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を、令和 7 年度(2025 年度)から各校に順次設置する。



### (3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教員に、医師又は保健師による面接指導を実施する。

イ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

オ 学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中にノーメール・ノー交換便デーを設定し、まとまった日数を連続して休暇を取れるよう推進する。

カ 時差勤務やテレワーク等の制度について周知し、教員の柔軟な働き方を支援する。



## 5 関連する取組、今後のフォローアップ

### (1) 時間外在校等時間の公表及び報告

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、八王子市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。



### (2) 目標達成状況の把握方法

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果、東京都が行うアンケートの結果等から把握する。

なお、時間外在校等時間を正確に把握するため、教員は自己研鑽などの業務外の時間があった場合や休憩を取得できなかった場合、その時間を出退勤管理システムに入力する。入力された時間は、業務外の時間は控除し、休憩未取得の時間は加算する。教育委員会は、この取扱の徹底を学校に促す。

### (3) 課題を有する学校への支援、指導等

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる学校や、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

### (4) 学校における取組の推進

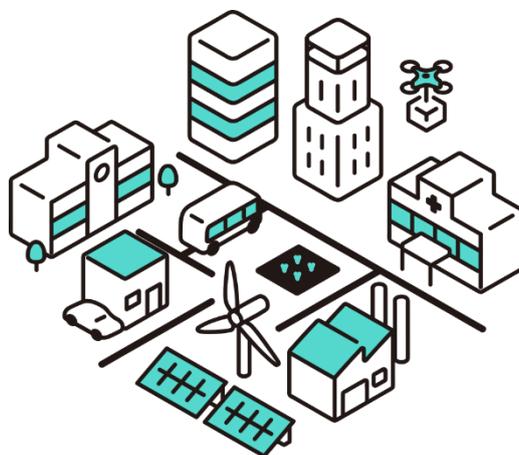
各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教員の働き方改革に向けた取

組を実施する。

## (5) 市長部局との連携、保護者・地域の協力

保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「学校及び教員が担うべき業務の見直し」をはじめとする業務量管理・健康確保の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。



八王子市立学校  
業務量管理・健康確保実施計画

令和8年(2026年)2月発行

発行 : 八王子市教育委員会  
編集 : 学校教育部教職員課  
〒192-8501  
八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号  
電話 042-620-7404  
ファックス 042-627-8811  
E-mail b301900@city.hachioji.tokyo.jp